

令和5（2023）年3月30日開催

令和4年度

柏崎市農業委員会第34回議事録

柏崎市農業委員会

## 柏崎市農業委員会第34回総会 議事録

- 1 日 時 令和5年3月30日(木)
- 2 場 所 柏崎市文化会館 アルフォーレ 1階 マルチホール
- 3 議 案 議第1号 農地法第3条許可申請について  
議第2号 農地法第4条許可申請について  
議第3号 農地法第5条許可申請について  
議第4号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について(一般分 賃借権 新規設定分)  
議第5号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について(一般分 賃借権 再設定分)  
議第6号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について(一般分 使用貸借権 新規設定分)  
議第7号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について(一般分 使用貸借権 再設定分)  
議第8号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について(一般法人分 賃借権 再設定分)  
議第9号 令和5年度柏崎市農業委員会業務計画について  
議第10号 柏崎市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について  
議第11号 令和5年度最適化活動の目標の設定等について  
議第12号 農業委員会委員の選任に関する要綱の一部改正について
- 4 出席委員及び欠席委員並びに事務局職員 別紙のとおり

開会 午後2時00分

山崎事務局長

これより、第34回柏崎市農業委員会総会を開催いたします。

この総会は、柏崎市農業委員会会議規則第2条の規定により、農業委員会会長が招集したものであります。同規則第4条により、会長が議長となります。

議長

それでは、総会を開催するに当たり、事務局に本日の出席委員数を報告させます。

山崎事務局長

委員数は 19 人です。欠席報告 2 人。現在の出席委員数は 17 人で、過半数であることを報告いたします。また、農地利用最適化推進委員の出席委員数は 24 人であります。

議長

ただ今の事務局の報告のとおり、出席委員数は過半数でありますので、柏崎市農業委員会会議規則第 6 条の規定により、総会が成立していることを宣言します。

次に、柏崎市農業委員会会議規則第 14 条第 2 項の規定により、2 人の議事録署名委員を議長が指名することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

それでは、7 番 佐藤 敏委員、11 番 小柳 直樹委員の 2 人を議事録署名委員に指名します。

議長

ただ今より、議事に入ります。

「議第 1 号 農地法第 3 条許可申請について」、申請番号 3 の案件が、農地利用最適化推進委員 ○○ ○○委員に関する案件ですので、他の案件と分けて審議します。

では、申請番号 1 及び 2 の案件について、事務局の説明を求めます。

和田主任

それでは、議案書 1 ページを御覧ください。議第 1 号 農地法第 3 条許可の申請番号 1 及び 2 について、御説明いたします。

申請番号 1 黒滝地内、2 筆、田、計 1,137 m<sup>2</sup>。自作地の売買。経営規模拡大。○○○円です。

申請番号 2 上田尻地内、16 筆、田及び畑、計 9,440 m<sup>2</sup>。自作地の売買。経営規模拡大。○○○円です。

審査結果の 1 ページを御覧ください。案件である申請番号 1 及び申請番号 2 について、それぞれ地区担当の委員、農地会議代表者、事務局の大橋係長、和田主任が現地調査を行いました。

審査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する「不許可例示条項」第 1 号から第 7 号までに該当しないため、許可要件のすべてを満たしています。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませ

んか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 1 号の申請番号 1 及び 2 の案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 1 号 申請番号 1 及び 2 の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

続いて、申請番号 3 の案件の審議を行います。

当該案件は、〇〇委員に関する案件ですので、〇〇委員の退席を求めます。

－ 〇〇委員退席 －

議長

では、事務局の説明を求めます。

和田主任

それでは、議案書 1 ページを御覧ください。議第 1 号 農地法第 3 条許可の申請番号 3 について、御説明いたします。

申請番号 3 中田地内、畑、245 m<sup>2</sup>。自作地の売買。経営規模拡大。〇〇〇円です。

審査結果の 1 ページを御覧ください。案件である申請番号 3 について、それぞれ地区担当の委員、農地会議代表者、事務局の大橋係長、和田主任が現地調査を行いました。

審査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する「不許可例示条項」第 1 号から第 7 号までに該当しないため、許可要件のすべてを満たしています。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 1 号の申請番号 3 の案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 1 号 申請番号 3 の申請案件を許可処分と決定いたします。

退席を求めました〇〇委員の入室を求めます。

— 〇〇委員入室 —

議長

〇〇委員に退席を求めましたが、申請番号 3 の案件は許可処分と決定いたしました。

議長

続いて、申請番号 4 の案件について、事務局の説明を求めます。

和田主任

それでは、議案書 1 ページを御覧ください。議第 1 号 農地法第 3 条許可の申請番号 4 について、御説明いたします。

申請番号 4 水上地内、2 筆、田、計 3,996 m<sup>2</sup>。自作地の売買。経営規模拡大。〇〇〇円です。

審査結果の 1 ページを御覧ください。案件である申請番号 4 について、それぞれ地区担当の委員、農地会議代表者、事務局の大橋係長、和田主任が現地調査を行いました。

審査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する「不許可例示条項」第 1 号から第 7 号までに該当しないため、許可要件のすべてを満たしています。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明をふまえて質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

— 意見・質問なし —

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 1 号の申請番号 4 の案件を許可処分と決定することに御異議ありませんか。

— 異議なしの声あり —

議長

議第 1 号の申請番号 4 の案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に、「議第 2 号 農地法第 4 条許可申請について」事務局の説明を求めます。

大橋係長

それでは、議案書 2 ページを御覧ください。議第 2 号 農地法第 4 条許可申請について、御説明いたします。

申請番号 1 桜木町地内、畑、274 m<sup>2</sup>。一般個人住宅。第 3 種でございます。

申請地につきましては、昭和 56 年頃に申請者の先代が一般個人住宅を建築し、以降、住宅敷地として利用されていることから、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出の上で追認許可を求めるものです。

申請番号 2 藤井地内、2 筆、田、計 204 m<sup>2</sup>。貸倉庫敷地内資材置場。第 3 種でございます。

本件につきまして、申請地に隣接する宅地において、昭和 51 年頃に申請者の亡き夫が、自身が経営する〇〇〇の資材倉庫を建築し、以降、申請地を倉庫敷地内資材置場として利用していたことから、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出の上で追認許可を求めるものです。

同法人につきましては、既に清算終了し、事業を行っておりません。今後、申請地につきましては、貸倉庫敷地内資材置場として、不特定の利用希望者を対象に貸し出す予定となっています。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果 一覧表の 3 ページのとおり、特に問題となる案件はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 2 号の申請案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 2 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に、「議第 3 号 農地法第 5 条許可申請について」事務局の説明を求めます。

大橋係長

それでは、議案書 3 ページを御覧ください。議第 3 号 農地法第 5 条許可申請について、

御説明いたします。

申請番号1 上田尻地内、田、919 m<sup>2</sup>。駐車場。第3種でございます。

本件につきましては、申請地に隣接する〇〇〇の駐車スペースが不足していることから申請されたものです。

申請番号2 劔地内、4筆、田及び畑、計390 m<sup>2</sup>。販売用自動車展示場及び営業拠点。第2種でございます。

申請地全4筆のうち、3筆につきましては、平成4年頃より、譲渡人が車庫敷地及び車庫への乗入れとして利用していたことから、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出の上で追認許可を求めるものです。譲受人につきましては、中古自動車販売業を営んでおり、原町地内の土地を借り受け、販売用自動車展示場として利用しておりますが、本年6月をもって貸借契約が終了することから、申請地を新たな販売用自動車展示場及び営業拠点として利用する計画となっております。

申請番号3 桜木町地内、17筆、田及び畑、計2,077 m<sup>2</sup>。宅地造成8区画。第3種でございます。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表の4ページのとおり、特に問題となる案件はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第3号の申請案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第3号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

続いて、「議第4号から第8号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について」を一括上程いたします。事務局の説明を求めます。

和田主任

議第4号から議第8号まで、一括して説明させていただきます。この案件については、

12月の総会にてお願いした、新規分及び更新分の成果となります。大変ありがとうございました。

まず、議案書4ページを御覧ください。議第4号について御説明いたします。

一般分、賃借権の新規設定でございます。61人の所有者から21人の耕作者に権利の設定が新たにされるものです。権利の設定期間は、3年・6年・10年であり、地区別に集計されております。対象農地の面積、田114筆、303,198.00㎡。畑6筆、849.00㎡でございます。計画の明細は、5ページから17ページのとおりです。

続きまして、議案書18ページを御覧ください。議第5号について御説明いたします。

一般分、賃借権の再設定分でございます。180人の所有者から96人の耕作者に権利が再設定されるものでございます。権利の設定期間は、3年・6年・10年であり、地区別に集計されております。対象農地の面積、田563筆、528,848.80㎡。畑1筆、466.00㎡でございます。計画の明細は、19ページから57ページのとおりです。

続きまして、議案書58ページを御覧ください。議第6号について御説明いたします。

一般分、使用貸借権の新規設定分でございます。4人の所有者から4人の耕作者に権利の設定が新たにされるものです。権利の設定期間は、3年・10年であり、地区別に集計されております。対象農地の面積、田7筆、5,041.00㎡。畑2筆、331.00㎡でございます。計画の明細は、59ページから60ページのとおりです。

続きまして、議案書61ページを御覧ください。議第7号について御説明いたします。

一般分、使用貸借権の再設定分でございます。32人の所有者から25人の耕作者に権利が再設定されるものであります。権利の設定期間は、3年・6年・10年であり、地区別に集計されております。対象農地の面積、田71筆、64,149.00㎡。畑8筆、2,653.00㎡でございます。計画の明細は、62ページから69ページのとおりです。

最後になります。議案書70ページを御覧ください。議第8号について御説明いたします。

一般法人分、賃借権の再設定分でございます。1人の所有者から1つの法人に権利が再設定されるものです。権利の設定期間は、10年であり、対象農地の面積は、田7筆、3,677.00㎡。畑6筆、1,638.32㎡でございます。計画の明細は71ページのとおりです。

議第4号から議第8号までについては、御承認を得られれば、令和5年4月19日の公告を予定しており、権利の開始日は、令和5年4月20日を予定しております。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 4 号から議第 8 号までの案件について事務局の提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 4 号から議第 8 号までの案件を事務局の提案のとおり決定いたします。

議長

続いて、「議第 9 号 令和 5 年度 柏崎市農業委員会業務計画について」、事務局の説明を求めます。

山崎事務局長

議案書 72 ページを御覧ください。議第 9 号 令和 5 年度柏崎市農業委員会業務計画について御説明申し上げます。

計画の構成は、大きく分けて 2 つです。ローマ数字のⅠで事業方針を、ローマ数字のⅡで事業の実施計画を定めています。

令和 5 年度の特徴といたしましては、1 農業・農村及び農業委員会をめぐる情勢と課題等、73 ページの(5)で表現しているように、農業経営基盤強化促進法等の改正によって、市の地域計画の策定過程で積極的に関与し、目標地図の素案作りに取り組むこと。そして、次の議案、議第 10 号及び議第 11 号にありますように、最適化活動の目標の設定・評価など、農業委員会活動の見える化への的確に取り組むこと、であります。

同じく 73 ページの「2 事業の実施方針」では、これらの情勢と課題を踏まえ、令和 5 年度は、農地法を始めとする農地制度の公正・公平な運用はもとより、地域計画の策定に向け「農地利用の最適化」をベースとした取組の強化とその成果を中心に、関係機関や団体等と連携して事業に取り組むこととします。

農業委員会が取り組む農地利用の最適化は、①担い手への農地利用の集積・集約化、②遊休農地の発生防止・解消、③新規参入の促進です。これらは、地域計画策定の基礎となり、地域で守るべき農地を明らかにして持続的な地域農業の成長を目指す重要な取り組みです。特に、市が策定する地域計画の目標地図の素案作りに積極的に関わり、意向把握・話し合いへの参加など期待される役割を果たすことは、先に申し上げたとおりであり、この農地利用の最適化に沿って、「2 の事業の実施方針」を組み立てました。

74 ページのⅡ事業の実施計画では、75 ページの(2)農地利用の最適化の推進として、ア 地域計画の目標地図の素案作りへの積極的な関わり、イ 農地を見守る活動と仲間への声かけ活動、ウ 最適化活動強化月間の設定、エ 活動記録簿への日々の活動の確実な記入、を掲げました。昨年来の活動の中で、御協力をいただいていることで、その内容につきましてはご承知のことと存じます。

また、(5) 農地台帳の整備と農業委員会サポートシステム（eMAFF 農地ナビ）の運用の中では、タブレット端末の活用と業務の効率化、さらに、(6) 地域計画の目標地図の素案作りにおける地域での合意形成活動、ア 農地の出し手と受け手の意向把握、イ 地域の話し合いへの参加と目標地図の素案の作成を掲げております。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長

ただ今の事務局からの提案説明をふまえて質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 9 号について事務局の提案のとおり決定することに御異議ありませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 9 号について事務局の提案のとおり決定いたします。

議長

続いて、「議第 10 号 柏崎市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について」及び「議第 11 号 令和 5 年度 最適化活動の目標の設定等について」は関連がありますので、一括して事務局の説明を求めます。

山崎事務局長

議第 10 号及び議第 11 号を一括して御説明申し上げます。この 2 件につきましては、農地利用最適化推進委員の意見をお伺いするとともに、採決に加わっていただきます。

議案書 78 ページを御覧ください。まず、議第 10 号 柏崎市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について御説明申し上げます。

本指針につきましては、農業委員会法等に関する法律第 7 条に規定されているところ、これまでも当農業委員会で決定してまいりました。本指針の制定はこれまで努力義務とされておりましたが、令和 5 年 4 月 1 日から改正された農業委員会法が施行されることに伴い、本指針を定めることを義務付ける旨、そして、その中には、農地利用の最適化である、①担い手への農地利用の集積・集約化、②遊休農地の発生防止・解消、③新規参入の促進、それぞれについて、①農地等の利用の最適化の推進に関する目標、②農地等の利用の最適化の推進の方法、③目標の達成の評価の方法、以上の事項を定めることとされました。

そこで、その参考例として全国農業会議所から示されたことから、その内容に沿って作

成したものです。

数字に関しましては、現状の統計資料（実績）と令和3年（2021年）10月に制定された柏崎市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に基づいております。

続きまして、議案書82ページを御覧ください。議第11号 令和5年度最適化活動の目標設定等について、御説明申し上げます。

この最適化活動の目標設定等につきましては、農林水産省経営局長通知に基づき、令和4年度から設定しているものであります。

内容といたしましては、ローマ数字Ⅰ農業委員会の状況、Ⅱ最適化活動の目標、1最適化活動の成果目標、2最適化活動の活動目標、となります。

特に心に留めておいていただきたいのは、85ページの中段（1）推進委員等が最適化活動を行う日数目標です。この3月に農林水産省経営局長通知の一部改正がなされ、この活動日数の目標については「前年度の活動目標の実績が目標として設定した活動日数を上回った場合、当該実績以上を活動目標として設定するものとする」とされました。令和4年度の目標を月10日としておりましたところ、今年度の2月までの実績が11日であったことから、1人当たりの活動日数を月11日としたところです。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長

ただ今の事務局からの提案説明をふまえて質疑に入ります。事務局から説明があったように、農地利用最適化推進委員の皆様からも御意見、御質問をお願いいたします。御意見、御質問はございませんか。

－ 議長との声あり －

No.5 安野 検一農業委員

今ほど、事務局長から議第10号と議第11号の説明をいただきましたが、かなり法改正になって、柏崎市の行政の方でも地域計画を策定するという話で、農業委員も積極的に関与するという話を聞いたのですが、最終的に地域計画は、推進委員の皆さんからもきちんと話を聞いたなかで、進めていかなければいけないだろうと思います。去年は何度か推進委員単独の会議を行ったと思いますが、今後これを、柏崎市農業委員会の地域計画等の法改正に伴った活動の一環として、推進委員の運営をどうしていくか考えていかないと簡単にはいかないことだと思うのです。

特に地域計画に関しては、以前、農政課からも話がありましたが、柏崎市が地域全体の計画を出してこないと、我々農業委員が特定の地域だけの計画を出したところで、なにも進みません。農地として残すのか、あるいは都市計画の中でものを考えていくということになると、推進委員の皆さんから地域性や地域の役割、そういったものを議論してもらって、皆さんの意見を把握していかなければスムーズにいかないように思うのですが、どう

お考えでしょうか。

山崎事務局長

安野委員ありがとうございます。

来年度から、地域計画の担当は農林水産課になりますが、農林水産課と農業委員会事務局でタッグを組んで、取り組んでいこうと考えているところです。どのように進めるかについては、農林水産課と農業委員会事務局の担当と話を進めておりますので、新年度に入ってから地区へ入っていくという方法が一つありますでしょうし、農業委員と推進委員の皆さんに個別に集まっていただいて、タブレット操作も含みながらやっていく方法もどうかかなと思っているところです。新年度になりましたら、皆さんと手を携えてやっていくのか、御提案をさせていただければと考えております。以上です。

議長

安野委員よろしいでしょうか。

No.5 安野 検一農業委員

はい。

議長

私の方からも少し発言をさせていただきたいと思います。

まさに安野委員がおっしゃる通り、地域における事情、その他色々な違いもあります。

昨日、たまたま森林組合の課長と話をする機会があり、色々聞いたところであります。森林組合としても、森林と農地の緩衝帯の設定は分かりますが、事実として、なかなか進めていけないという話も聞きました。

それぞれがいろんな立場の中で関係機関と協議しながら、また、それぞれ諸条件が変わってきますので、事務局から皆様に情報を提供していただきながら、進めてまいりたいと思っております。

議長

他に御意見御質問はありませんでしょうか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。採決は一件ごとに行います。採決にも、農地利用最適化推進委員の皆様に加わっていただきます。挙手にて賛否を決定します。

まず、議第10号について事務局の提案のとおり決定することに御異議ありませんか。

－ 全委員挙手 －

議長

議第 10 号について事務局の提案のとおり決定いたします。

議長

次に、議第 11 号について事務局の提案のとおり決定することに御異議ありませんか。

－ 全委員挙手 －

議長

議第 11 号について事務局の提案のとおり決定いたします。

議長

続いて、「議第 12 号 農業委員会委員の選任に関する要綱の一部改正について」、事務局の説明を求めます。

山崎事務局長

議第 12 号 農業委員会委員の選任に関する要綱の一部改正について、御説明申し上げます。議案書の 86 ページの記以下を御覧ください。

農業委員会委員の選任に関する要綱（平成 28 年 3 月 30 日農業委員会総会議決）の一部を改正したいとするもので、改正の理由及び内容は、柏崎市の機構改革により、令和 5 年度から、産業振興部農政課の業務が、産業振興部農林水産課に移管されることになったことから、候補者評価会議の評価委員である「産業振興部農政課長」を「産業振興部農林水産課長」に改めたいとするものです。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長

ただ今の事務局からの提案説明をふまえて質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 12 号について事務局の提案のとおり決定することに御異議ありませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 12 号について事務局の提案のとおり決定いたします。

議長

それでは、その他の事項を事務局からお願いします。

山崎事務局長

(その他連絡事項)

議長

以上で、本日の日程は終了しました。

閉会 午後3時05分

柏崎市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により議長及び署名委員は、署名する。

柏崎市農業委員会

議 長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_